

# 第三管区海上保安本部公示第33号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年9月13日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二（公印省略）

## 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 静岡県浜松土木事務所
- (2) 住 所 静岡県浜松市中区中央1-12-1

## 2 水路測量を実施する区域及び期間

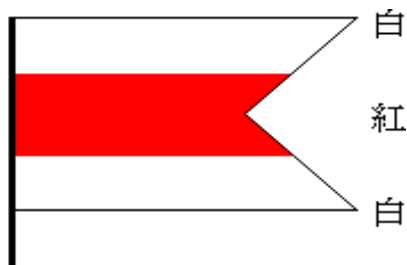
- (1) 区 域 五島海岸、篠原海岸、舞阪海岸、浜名港海岸、新居海岸、湖西海岸（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和6年10月7日から令和7年1月31日

## 3 水路測量の実施方法

RTK-GNSSによる測位、単素子音響測深機による測深

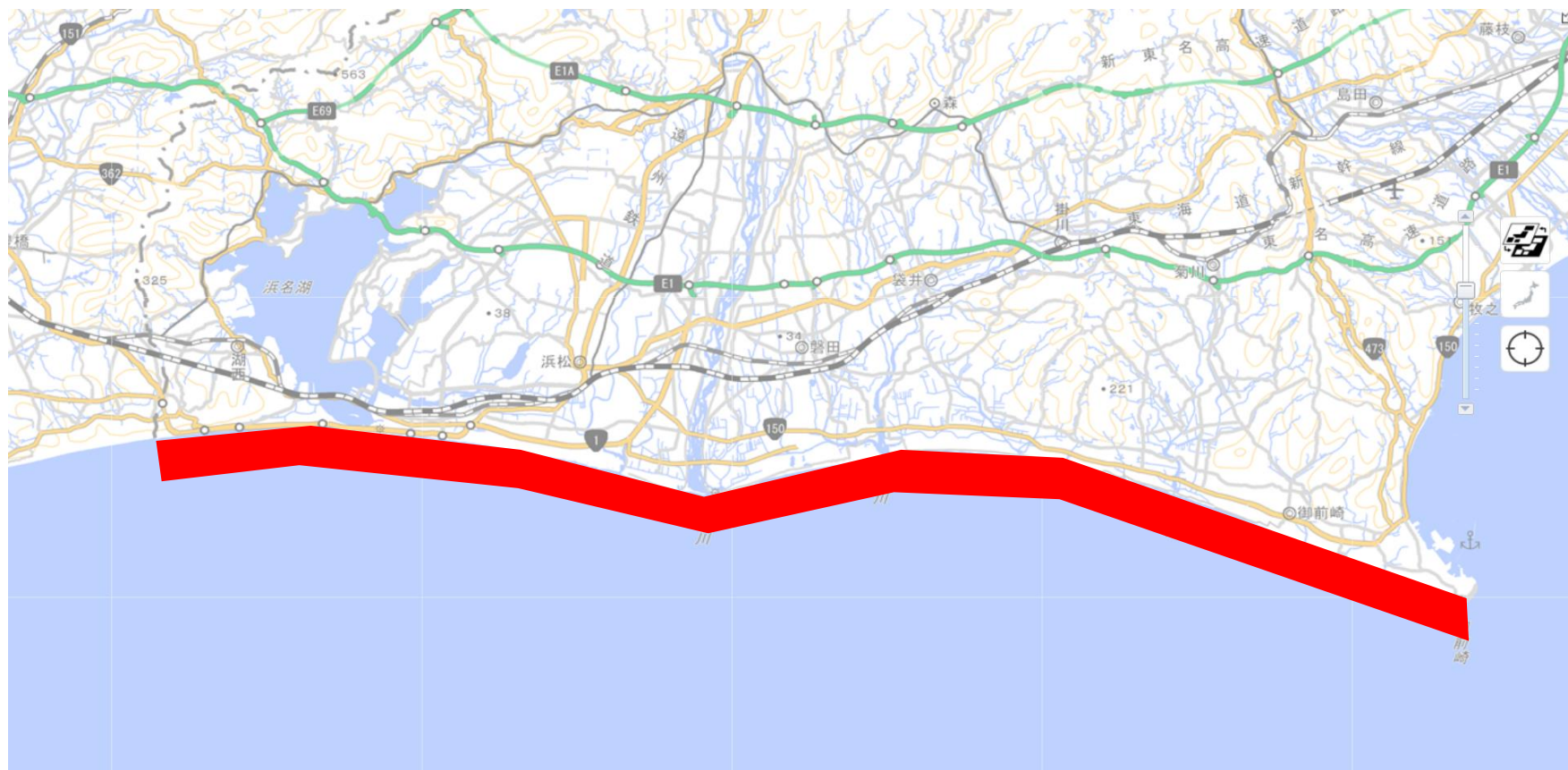
## 4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

付図



測量区域 

海上保安庁 (JCG) / (C) Esri Japan  
海しるにて作成